

## 令和元年度 横須賀大津高等学校 不祥事ゼロプログラム

### 1 実施責任者

横須賀大津高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

### 2 目標及び行動計画

○神奈川県教育委員会が定める令和元年度の強化取組方針（特に重点的な取組が必要な方針）**1**～**2**を踏まえ、(1)～(9)の取組項目について、目標及び行動計画を定める。

【令和元年度の強化取組方針】

- 1** わいせつ・セクハラ行為に係る効果的な防止対策
- 2** 経験の浅い教職員（採用5年以内）による不祥事の防止

#### (1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）【必須事項】

##### ア 目標

『神奈川県職員行動指針』の周知・徹底を図り、県民の信頼に応え得る高い倫理観の保持に努め、公務外非行を未然に防止するとともに、県民対応の基本を再確認する。

##### イ 行動計画

- (ア) 年度当初に『神奈川県職員行動指針』を周知し、その徹底について意識向上を図る。
- (イ) 経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

#### (2) わいせつ・セクハラ行為の防止【必須事項】

##### ア 目標

人権感覚の向上に努め、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- (ア) 年度の前半に、わいせつ・スクールセクハラ・職場におけるセクハラに係る防止啓発資料を配付してセルフ・チェックに取り組み、ハラスメントのない職場づくりの雰囲気醸成を図る。
- (イ) 経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

#### (3) 体罰、不適切な指導の防止【必須事項】

##### ア 目標

人権意識の向上に努め、体罰・不適切指導を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- (ア) 複数の職員による丁寧で理性的な指導を推進し、体罰、不適切な指導を未然に防止する。
- (イ) 参加体験型の研修機会を設け、職員の人権意識を向上させる。
- (ウ) 経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

#### (4) 入学者選抜に係る事故防止【必須事項】

##### ア 目標

入学者選抜に係る事故を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- (ア) 選抜業務に係る研修会を実施し、マニュアル・要綱に則り細部まで業務を確認し、職員の意識啓発を行う。
- (イ) 面接検査に係る研修会を実施し、検査方法や採点基準を確認して公正な面接検査を行う。
- (ウ) 情報管理を徹底し、疑惑を招くことのないよう公正な選抜を行う。
- (エ) 経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

#### (5) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止【必須事項】

##### ア 目標

定期テスト、成績処理に係る事故防止及び進路関係書類に係る事故防止の徹底を図る。

##### イ 行動計画

- (ア) 前期中間テストの前に、定期テストに係る事故防止会議を開催する。
- (イ) マニュアルに基づき、成績処理と点検を確実に実施する。
- (ウ) 10月上旬までに調査書一斉点検を実施する。

- (エ)進路関係書類について、過去の事故事例を踏まえた点検・確認を徹底する。
- (オ)経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、御廃棄防止）

ア 目標

神奈川県個人情報保護条例、その他個人情報保護に関するガイドラインに則り情報の適切な管理に努める。

イ 行動計画

- (ア)ガイドラインに則り、個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止を徹底する。
- (イ)個人情報の学校外持ち出しは、原則禁止とする。持ち出す際は、必ず校長の許可を得る。
- (ウ)生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法を徹底するとともに、「生徒の連絡先に関する取扱いについてのガイドライン」に則り、適切に管理する。
- (エ)個人情報の発送・配付時には複数でチェックし、管理に注意する。
- (オ)シュレッダー機への掲示などにより誤廃棄等を注意喚起する。
- (カ)経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故、酒酔い・酒気帯び運転の未然防止及び交通法規遵守を徹底する。

イ 行動計画

- (ア)安全運転に関する研修を通して、交通事故・交通違反の未然防止に努める。
- (イ)啓発資料等を活用して、交通法規遵守の徹底を図る。
- (ウ)経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

(8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

適切な業務の執行・進行管理に努める。

イ 行動計画

- (ア)報告・連絡・相談を適切に行い、情報の共有化と相互チェック体制の確立に努める。
- (イ)服務規律の厳守に向けて、適正な届出を速やかに行う。
- (ウ)経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

(9) 会計事務等の適正執行

ア 目標

会計事務等の適正な執行に努める。

イ 行動計画

- (ア)現金や通帳の管理を厳正に行うとともに、部費・合宿費等の適正な管理・運用に努める。
- (イ)11月に私費会計に係る中間監査を実施する。
- (ウ)経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人材育成に努める。

### 3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和元年9月末までに中間検証を実施し、必要に応じて行動計画を修正する。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和2年3月に目標達成状況の検証を行う。その結果をもとに次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。

### 4 実施結果

3の検証をふまえ、実施結果をとりまとめて本校ホームページ上で公開する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な手続きについては、企画会議がこれを行う。